

愛野公園野球場ネーミングライツ・パートナー 募集要項

袋井市では、愛野公園野球場を市民や利用者に親しみを持ってもらうとともに、民間事業者等との連携により、施設の付加価値と魅力を高め、地域経済の活性化と新たな自主財源を確保し、スポーツ施設の改修等に活用することを目的に、「袋井市ネーミングライツ事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「袋井市ネーミングライツ運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ネーミングライツ・パートナーを募集する。

1 対象施設

- (1) 名 称 愛野公園野球場
- (2) 所 在 地 袋井市豊沢1727（愛野公園内Aゾーン）
- (3) 施設概要 野球1面（ソフト1面）、両翼92m、センター118m
- (4) 施設情報 愛野公園運動施設年間利用者数 2万9千人（2025年度実績）
うち野球場利用人数 9千人（2025年度実績）

2 募集概要

(1) 愛称の条件等

- ア 提案する愛称は、1応募者1案とすること。
- イ 愛野公園野球場にふさわしい愛称とし、市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られるものとする。
- ウ 愛称の中に「野球場」もしくは「野球場であることが分かる単語（球場、スタジアム、フィールド、ベースボールパーク等）」を必ず使用すること。
- エ 募集の趣旨及び袋井市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見により、提案していただいた愛称の変更を求める場合がある。
- オ 市民や利用者の混乱等を避けるため、愛称と条例で定める施設の名称（愛野公園野球場）を併記する等の措置を講ずる場合がある。
- カ 次のいずれかに該当するものは、愛称に使用することができない。
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (イ) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
 - (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (オ) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
 - (カ) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (キ) その他市長が適当でないと認めるもの
- キ 市民や利用者等の混乱を避けるため、契約期間内は原則として愛称の変更はできな

いものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更にあたっての相当の理由があると認められる場合を除く。

ク 愛称に略称を設定する場合やロゴやマーク等を使用する場合は、申込書にその旨を明記すること。

なお、施設の愛称を募集することから、条例で定める施設の名称（愛野公園野球場）は、変更しないものとする。

（２）ネーミングライツ・パートナーの特典

ア 看板等への表示

（ア）市と協議のうえ、愛称を表示する看板等を当該施設に設置することができる。

設置個所については、愛野公園敷地内を基本とする。

（イ）上記の設置箇所以外にも、看板等を新設提案することができるが、市と協議のうえ、可否を含めて市が決定する。

（ウ）看板等のデザインや色彩等の設置において、袋井市屋外広告物条例（平成21年袋井市条例第40号）など関係諸法令に基づく許可が必要となる場合は、ネーミングライツ・パートナーが行うものとする。

イ ネーミングライツ・パートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツ・パートナーであることを広報することができる。

ウ 愛称決定後に発行する市の広報誌やホームページ、当該施設の指定管理者による配布物などにおける当該施設の名称は、原則として愛称を使用する。

エ 愛称普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称決定について、報道発表するとともに、市のホームページで公表する。また、市は積極的に愛称を活用し、関係機関等へ周知する。

オ ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、市と協議のうえ、法令等への適合を踏まえ決定する。

（３）愛称の使用期間

2027（令和9）年1月1日 ～ 2032（令和14）年3月31日（5年3か月間）

※ネーミングライツ・パートナーは、次期の契約において優先交渉権者となる。

※優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいう。

（４）ネーミングライツ料（希望金額）

年度額 100万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）

2027（令和9）年1月～3月は、年度額の12分の3以上の額とする。

※希望金額以下でも、申し込みを可能とする。ただし、ネーミングライツ料は審査対象となる。

(5) 費用負担について

区 分	費用負担
ネーミングライツ料	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示 ※1	ネーミングライツ・パートナー
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー
当該施設パンフレットなどの印刷物 ※2	市及び指定管理者
市及び当該施設ホームページの表示 ※2	市及び指定管理者

※1 敷地外の看板等の表示は、市や関係機関と協議のうえ、可否を決定する。

※2 現在の指定管理者がネーミングライツ・パートナーとなった場合は、指定管理者の業務範囲については、指定管理者が負担し、それ以外については、市が負担する。

(6) 応募資格

ア 本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人、若しくはそれに類する団体等であること。

イ 次に掲げる者でないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

(イ) 袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年袋井市告示第206号）の規定により指名停止措置を受けているもの

(ウ) 市税等を滞納しているもの

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしているもの（更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続をしているもの

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者

(カ) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）

(キ) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

(ク) 袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等

(ケ) 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの

(コ) その他市長が適当でないと認めるもの

(7) 募集スケジュール（予定）

時 期	内 容
2026年8月7日（金）	募集要項等の公表（募集開始）
8月7日（金）～9月7日（月）	応募期間
9月11日（金）	参加資格確認結果通知
9月中旬	審査委員会による審査
9月中旬	優先交渉権者の決定
9月下旬	契約協議
10月上旬	パートナー決定
12月上旬	契約締結
2027年1月～	愛称使用開始

(8) その他

提案するネーミングライツ料及び愛称の使用期間などが、本募集要項による基準と異なる場合であっても、応募者との意見調整及び協議により、市が妥当と判断できる範囲であれば、ネーミングライツ・パートナーとして選定する場合がある。

3 応募方法

(1) 応募の期間

2026年8月7日（金）午前9時 ～ 2026年9月7日（月）午後5時まで

※郵送の場合は、必着のこと。

(2) 応募先

袋井市役所 スポーツ文化観光部 スポーツ政策課（袋井市役所2階）

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

電 話：0538-44-3139

メール：sports@city.fukuroi.shizuoka.jp

(3) 提出書類

ア 実施要綱第7条第1項による「袋井市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）」

イ 法人等の概要を記載した書類

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 固定資産課税台帳登記事項証明書（法人である場合に限る。）

オ 直近1事業年度分の決算報告書、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（個人を除く。）

- カ 直近1事業年度分の納税証明書（申込日において発行日から1か月以内のもの）
- キ 企画提案書
 - ・社会貢献（地域貢献）への取組み（実績及び提案）
 - ・ネーミングライツ施設の活用方法（計画）
 - ・その他提案（施設の魅力向上につながる提案）
- ク その他市長が必要と認めるもの

（４）質問の受付

ア 受付期間

2026年8月7日（金）午前9時～2026年8月25日（火）午後5時まで

※郵送の場合は、必着のこと。

イ 質問方法

質問書に必要事項を記入のうえ、郵送、又はメールで、袋井市役所スポーツ文化観光部スポーツ政策課まで提出すること。

また、未到達を防ぐため、送付後の確認の連絡をすること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、2026年8月31日（月）までに、質問者名を伏せた上で、市ホームページに掲載する。

（５）参加資格の確認

上記（３）の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、2026年9月11日（金）までに、その結果を応募者に通知する。

（６）応募に際しての留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 応募書類は、袋井市情報公開条例（平成17年袋井市条例第15号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

ウ 正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に「応募辞退届」により、辞退することができる。

エ 提出された書類の内容の変更または、書類の追加は認めない。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

オ 応募に際しての必要となる費用は、応募者の負担とする。

カ 応募に際しては、実施要綱及びガイドラインを必ず確認すること。

4 選考方法及び流れ

（１）審査委員会において、選考基準に基づき、優先交渉権者の選定を行う。

なお、応募者が1者のみの場合も、審査委員会により審査を行い、優先交渉権者とするかを選定する。

審査項目	審査の観点
①応募金額（ネーミングライツ料）	最高応募金額との比較
②応募者の経営の安定性など	経営状況や安定性など
③愛称名	親しみやすさ、呼びやすさなど
④袋井市に対する貢献活動など	地域貢献（市主催行事への協賛、寄付、ボランティア活動など）
⑤ネーミングライツ施設の活用方法、その他の提案	PR効果、施設を活用する提案など

（２）実施要綱第10条第１項に基づき、市長が、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

※ガイドラインを参照

5 選考結果の通知及び公表

選考結果については、実施要綱第10条第２項に基づき、全ての応募者に対し、選定結果を文書にて通知する。優先交渉権者（ネーミングライツ・パートナー）の選定の結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退することはできない。

また、優先交渉権者（ネーミングライツ・パートナー）は、審査委員会における選定結果を踏まえ、契約内容について、市と協議を行う。

なお、審査委員会での選定の結果及びネーミングライツ・パートナーの決定については、市ホームページ等で公表する。優先交渉権者（ネーミングライツ・パートナー）に選定されなかったものについては、公表しない。

6 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、市とネーミングライツ・パートナーの協議により詳細を取り決め、契約を締結する。

契約締結後、速やかにネーミングライツ・パートナーである事業者の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行う。

なお、優先交渉権者（ネーミングライツ・パートナー）との契約締結に向けた協議において、契約締結に至らなかった場合、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行う。

また、契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、契約期間終了後、次期の契約において、優先交渉権者となる。その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがある。

7 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが次の事項に該当する場合は、市は契約を解除することができることとする。この場合、ネーミングライツ・パートナーが市に対してすでに納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。また、原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

- (1) 「2（6）応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 実施要綱第17条に該当するとき
- (3) 信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (4) 倒産または、解散したとき
- (5) その他ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるとき

8 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、毎年4月末日までに、市からの請求に基づき支払うこととする。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに支払うこととする。

9 リスク分担

- (1) ネーミングライツ・パートナーが、新規に設置した看板、銘板及び表示サイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとする。
- (2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定する。

10 問合せ先

袋井市役所 スポーツ文化観光部 スポーツ政策課 スポーツ推進係
〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
電 話：0538-44-3139
メール：sports@city.fukuroi.shizuoka.jp